

クーリング・オフって何？

クーリング・オフという言葉聞いたことがあります。どのような制度でしょうか？

Q

いったん契約が成立すると、お互いに契約を守らなければならない、一方的に解約できないのが原則です。

しかし、訪問販売や電話勧誘のような不意打ち性の高い販売方法などでは、冷静に考える余裕もないまま契約してしまいがちです。

そこで、消費者保護の観点から、法定された販売方法で契約した場合に限って、一定期間内であれば無条件で解除できる特別な制度が設けられています。それがクーリング・オフです（Cooling Offは「頭を冷やす」の意）。

ただし、店舗での買い物や通信販売は、じっくり考えてから購入できるため、クーリング・オフの適用はありませんので、ご注意ください。

クーリング・オフの手続きに関しては、消費生活相談窓口にご相談ください。

A

10月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます。電話による予約制で、各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
垂井町	10/ 3(火)、17(火)	22-1151
関ヶ原町	10/10(火)、24(火)	43-0070
養老町	10/ 2(月)、16(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
神戸町	10/13(金)、23(月)	27-3111
輪之内町	10/ 5(木)、19(木)	68-0185
安八町	10/12(木)、26(木)	64-3111